

西会津町に住みたい方を支援します！

～西会津町定住促進助成事業～

定住住宅整備費補助事業

定住するため住宅を整備する場合に補助金が交付されます。

◆**対象者** 次の①②のいずれかに該当及び③④に該当する方

- ①町内の若者（４５歳以下の方）
- ②移住しようとする方
（移住して５年以内の方を含む）
- ③申請時に町税等の滞納がない方
- ④過去に当該事業の補助を受けていない方

◆**補助金額**

- ①住宅新築事業（事業費の１０％ 最高１００万円）
※事業費５００万円以上が該当
- ②中古住宅取得事業（事業費の１０％ 最高５０万円）
※事業費３００万円以上が該当
- ③住宅改築・増築事業（事業費の１０％ 最高３０万円）
※事業費２００万円以上が該当

◎①～③の各事業は、年度内の事業完了が条件

住宅団地購入費補助事業

町が分譲する住宅団地（さゆりが丘ニュータウン）を購入する場合に補助金が交付されます。

◆**対象者** ①移住しようとする方
（移住して５年以内の方を含む）

※購入から１年以内に自己の居住用の住宅を新築すること。

- ②過去に当該事業の補助を受けていない方

◆**補助金額** 分譲区画１区画あたり５０万円
※町との売買契約締結時に申請してください。

例えば・・・

仲介謝礼５０万円と住宅新築補助１００万円を併用することができます。**最大２００万円**

申請手続きは、工事等を始める前にお願いします。

※詳しくは裏面をご覧ください。



西会津町キャラクター「こゆりちゃん」

空き家整備費補助事業

町の空き家バンクに登録された家を改修又は清掃する場合に補助金が交付されます。

◆**対象者** 次の①②のいずれかに該当及び③④に該当する方

- ①町内の若者（４５歳以下の方）
- ②移住しようとする方
（移住して５年以内の方を含む）
- ③申請時に町税等の滞納がない方
- ④過去に当該事業の補助を受けていない方

◆**補助金額**

- ①空き家改修事業（事業費５０％ 最高１００万円）
※事業費４０万円以上が該当
- ②空き家清掃事業（事業費５０％ 最高１０万円）

◎①、②の各事業は、年度内の事業完了が条件

【お問い合わせ先】

西会津町 商工観光課 地域振興係

電話 ０２４１－４５－２２１３

裏面もご覧ください。

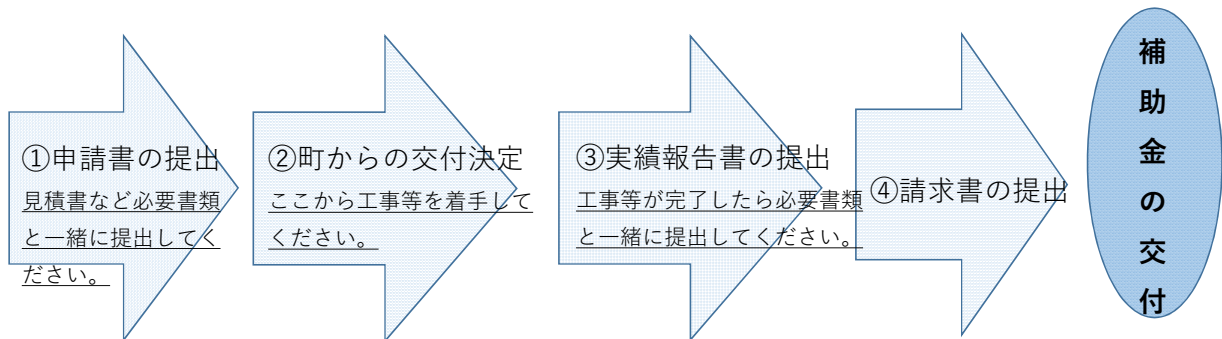
<補助対象者の定義>

- ①町内の若者とは、年齢45歳以下で西会津町に住所を有する方
- ②移住しようとする方とは、西会津町の住民として永住の意思をもって移住しようとする方又は西会津町に移住し住所を有してから5年以内の方
- ③町税等とは、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、分担金・負担金及び使用料、町営住宅及び定住促進住宅家賃、上下水道料のこと

補助金の申請から補助金交付までの流れ

補助金の交付までは次のような流れになります。

申請書や実績報告書など提出する書類は、町のホームページから取得するか西会津町役場商工観光課（0241-45-2213）へお問い合わせください。



<「にしあいづ空き家バンク」への登録について>

空き家バンクとは、町内において住む人がいなくなり空き家状態になっている住宅の賃貸・売買物件情報をウェブサイト等で公開し、町内へ移住・定住等を目的とした空き家の利用希望者に対して紹介します。

ただし、所有者や所在地等が特定される情報は公開しません。また、空き家の状況によっては登録できない場合があります。

「空き家整備費補助事業」を利用する場合には、空き家物件の登録が必要です。

1. 空き家の登録

空き家に関する情報を登録しようとする方は、物件登録申込書及び同意書を提出する必要がありますので、お問い合わせください。

2. 利用者の登録

空き家バンクに登録した物件を利用しようとする方は、事前に登録が必要です。

